

塗料調色技能検定試験の
試験科目及びその範囲並びにその細目

平成21年3月

厚生労働省職業能力開発局

目

次

塗料調色技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目（単一等級）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
制定 昭和55年度 改正 平成20年度

塗料調色技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目（単一等級）

(1) 技能検定試験の基準

塗料調色の職種における上級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその細目

表の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表の右欄のとおりである。

表

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 調色一般</p> <p>調色の目的</p> <p>調色用語</p> <p>色の比較方法</p> <p>調色に使用する機械及び器具の種類、用途及び使用方法</p> <p>2 調色作業法</p> <p>原色の選定</p> <p>配合及び混合</p> <p>仕上げの方法</p> <p>塗板の管理の方法</p> <p>調色における欠陥の種類及び原因並びにその防止方法</p>	<p>調色の目的について一般的な知識を有すること。</p> <p>次に掲げる調色用語について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 原色 (2) 調色 (3) 配合色 (4) 色見本 (5) 色あし (6) ぬれ色・濁き色 (7) 色ののぼり (8) 拡散昼光（北空昼光）</p> <p>1 次に掲げる色の目視による比較方法について一般的な知識を有すること</p> <p>(1) 色を比較する場合の照明及び観察条件 (2) 視環境 (3) 色の許容差</p> <p>2 機器による色の測定方法及び色差の表示方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>次に掲げる調色用機械及び器具の種類、用途及び使用方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) かくはん器具 (2) 調色用容器 (3) 乾燥機器 (4) ろ過器具 (5) はかり (6) 計量調色システム</p> <p>目的に合った原色の選定について詳細な知識を有すること。</p> <p>淡彩色及び濃彩色の配合及び混合について詳細な知識を有すること。</p> <p>1 ろ過作業について一般的な知識を有すること。 2 製品の計量及び充てんについて一般的な知識を有すること。 3 表示について一般的な知識を有すること。</p> <p>標準板、塗見本板及び控塗板の管理（調色データを含む。）について一般的な知識を有すること。</p> <p>次に掲げる調色における欠陥の種類及び原因並びにその防止方法について一般的な知識を有すること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>4 塗装一般</p> <p> 塗装の目的</p> <p> 塗装法の種類</p> <p> 塗料の乾燥の方法</p> <p> 塗装作業と仕上り塗色との関係</p> <p> 塗装に使用する機械及び器具の種類、用途及び使用方法</p> <p>5 試験及び検査</p> <p> 製品試験及び製品検査の方法</p> <p> 試験及び検査用機器の種類及び使用方法</p> <p>6 色</p> <p> 色の基礎知識</p>	<p>ホ シンカシャレット ヘ ベンズイミダゾロンイエロー ト ベンズイミダゾロンオレンジ</p> <p>(3) 次に掲げる光輝性顔料</p> <p> イ アルミ ロ パール</p> <p>2 塗料用染料の性質及び用途について一般的な知識を有すること。</p> <p> 塗装の目的について一般的な知識を有すること。</p> <p> 次に掲げる塗装法について一般的な知識を有すること。</p> <p> (1) はけ塗り (2) 吹き付け塗り (3) ローラーブラシ塗り</p> <p> (4) 静電塗装 (5) ロールコート塗装</p> <p> 塗料の乾燥方法について一般的な知識を有すること。</p> <p> 塗装作業と仕上り塗色との関係について一般的な知識を有すること。</p> <p> 塗装に使用する機械及び器具の種類、用途及び使用方法について概略の知識を有すること。</p> <p> 次に掲げる製品試験及び製品検査の方法について一般的な知識を有すること。</p> <p> (1) 粘度 (2) 密度 (比重) (3) つぶ (粒度)</p> <p> (4) 容器の中での状態 (5) 作業性 (6) 乾燥時間</p> <p> (7) 塗膜の外観 (8) 隠ぺい率・隠ぺい力 (9) 光沢度</p> <p> (10) 色差</p> <p> 次に掲げる試験及び検査用機器の使用方法について一般的な知識を有すること。</p> <p> (1) 粘度計 (2) 比重計 (3) つぶゲージ (4) 光沢計</p> <p> (5) 膜厚計 (6) 標準光源 (7) 光電色彩計・分光測色計</p> <p>1 次に掲げる色の用語の意味について一般的な知識を有すること。</p> <p> (1) 無彩色 (2) 有彩色 (3) 系統色名・慣用色名 (4) 色相</p> <p> (5) 明度 (6) 彩度 (7) 補色</p> <p> (8) 標準の光 (標準イルミナント)</p> <p> (9) 演色性 (10) 分光反射率 (11) 照度</p> <p> (12) 条件等色 (13) 色の対比 (14) 色の心理効果</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>色の表示方法 配色</p> <p>7 関係法規 消防法関係法令のうち、調色作業に関する部分</p> <p>8 安全衛生 安全衛生に関する詳細な知識</p> <p>実 技 試 験 調色作業 原色の選定 配合及び混合</p> <p>色合わせ</p> <p>色見本板の製作</p> <p>色の判定</p> <p>仕上げ</p>	<p>(15)視認性 (16)色彩調節 (17)配色 (18)順応</p> <p>2 色の認識されるまでの過程について概略の知識を有すること。 色の表示方法について一般的な知識を有すること。 配色の種類と色彩調和について概略の知識を有すること。</p> <p>消防法関係法令のうち、調色作業に関する部分について一般的な知識を有すること。</p> <p>1 調色作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。 (1) 機械器具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらについての取扱いの方法 (2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱い方法 (3) 作業手順 (4) 作業開始時の点検 (5) 調色作業に際して発生するおそれのある疾病の種類と原因 (6) 整理整頓及び清潔の保持 (7) 事故発生時等における応急措置及び退避 (8) その他調色作業に関する安全及び衛生のために必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法関係法令（MSDS等の調色作業に関する部分に限る。）について詳細な知識を有すること。</p> <p>色見本に使用されている原色の判定ができること。</p> <p>1 基調色の割り出しができること。 2 所要量の材料の調整ができること。 3 材料の均一な混合ができること。</p> <p>1 基調色により近似色の色合せができること。 2 色の補正ができること。 3 少数の原色数で、かつ、短時間で色合せができること。 4 補色による色合せができること。</p> <p>はけ塗り、吹き付け塗り及びローラーブラシ塗りにより色見本板を作製できること。</p> <p>1 適切な光源を使用できること。 2 目視で塗膜の色の判定（色ののぼりを含む。）ができること。</p> <p>1 色合せした塗料のろ過ができること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
	2 製品の充てんができること。 3 表示ができること。